

超過勤務の免除に係る制度の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>3歳未満</u> の子	<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>

3 実施時期

令和7年4月1日

ただし、請求その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、上記内容に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員の超過勤務の免除に係る制度の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>3歳未満</u> の子	<u>小学校就学の始期に達するまで</u> の子

3 実施時期

令和7年4月1日

ただし、請求その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、上記内容に影響がある場合、所要の見直しを検討する。